

サングラスの着用について

白山野々市広域消防本部では、各種業務を安全かつ円滑に遂行するとともに、職員の健康被害を軽減することを目的として、令和8年9月1日から業務中のサングラス着用を認めることとしました。

着用指針を定め、適切に運用しますので、ご理解をお願いいたします。

【着用を認める場合】

- ・車両を運転する場合
- ・はしご車、クレーン、ドローン等を操作する場合
- ・水難救助事案において水辺で活動する場合
- ・屋外における業務遂行に当たり、防眩対策上必要と認める場合



※ 住民の方と接する際は着用しません。